

(案)

阿久比町ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が所有する施設等にネーミングライツを付与することにより、当該施設等の更なる魅力及びサービスの向上に資するとともに、新たな自主財源の確保を目的に実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 町が所有する施設若しくはその一部又は町が実施するソフト事業（以下「施設・事業等」という。）に愛称を付す権利
- (2) 民間事業者等 法人その他の団体
- (3) ネーミングライツ事業 町と民間事業者等がネーミングライツの付与に関する契約を締結する事業
- (4) ネーミングライツパートナー 町とネーミングライツ事業に関する契約を締結した民間事業者等
- (5) ネーミングライツ料 ネーミングライツパートナーが町に納める対価（金銭、物品の納入及び役務の提供等）
- (6) 愛称 ネーミングライツパートナーが命名した名称

(基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設・事業等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、施設・事業等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならないものとする。

2 町は、ネーミングライツ事業を導入した施設・事業等について、愛称を積極的に使用するものとする。

3 町は、町の条例等に定める施設・事業等の名称については変更しないものとし、必要に応じて、愛称ではなく町の条例等に定める施設・事業等の名称を使用できるものとする。

(案)

4 ネーミングライツ料については、当該施設・事業等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てるものとする。

(事業の種類)

第4条 ネーミングライツ事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 特定募集型 町が施設・事業等を選定し、条件を付した上で、公募を行い、ネーミングライツパートナーの募集を行う方式
- (2) 提案募集型 ネーミングライツパートナーとなることを希望する民間事業者等からの提案により施設・事業等を選定する方式

(対象施設・事業等)

第5条 ネーミングライツ事業の対象となる施設・事業等は、スポーツ施設、文化施設、公園その他の町有施設の全部又は一部並びにイベント及び講座等のソフト事業とする。ただし、役場庁舎、学校、保育所のほか、施設・事業等名称の規定経緯又は施設・事業等の性格上、ネーミングライツ事業にふさわしくないと町長が判断するものは、対象外とする。

2 選定しようとする施設が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。）の場合は、町長と指定管理者が協議の上、町長が選定するものとする。

(応募資格の制限)

第6条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する民間事業者等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業及び当該営業に類する事業を行うもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業及び当該事業に類する事業を行うもの
- (4) たばこ（電子たばこ等を含む。）の製造又は販売事業を行うもの
- (5) 投機心若しくは射幸心をあおる、又はそのおそれがある事業を行うもの
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っているもの

(案)

- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しているもの
- (8) 阿久比町指名停止要領（平成12年4月1日施行）に規定する指名停止措置を受けているもの
- (9) 国税、県税又は市町村税を滞納しているもの
- (10) 阿久比町暴力団排除条例（平成23年阿久比町条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員等」という。）であるもの又は暴力団員等と密接な関係を有しているもの
- (11) 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合する事業を行うもの（現在の指定管理者及びその関連企業は除く。）
- (12) その他町長が適当でないと認めるもの
（愛称の要件）

第7条 ネーミングライツ事業による愛称の内容は、施設・事業等の性質等に応じて、公募の際に募集要項で定めるほか、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 阿久比町広告掲載要綱（平成24年4月1日施行）第3条第3項の各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 町民及び利用者に不利益を与えない中立性のあるものとする。
- (3) 第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害するおそれがないこと。

2 町長は、愛称の表記に関して特に必要があると認めるときは、愛称に「阿久比」、「阿久比町」、「あぐい」を含める等の条件を付することができる。

（契約期間）

第8条 ネーミングライツ事業の契約期間は、次に定めるとおりとする。ただし、指定管理者制度導入施設については、その指定管理期間を考慮し、町長は適切な期間を別に設定することができる。

- (1) 公共施設 原則として3年以上
- (2) ソフト事業 原則として事業を実施する年度内。ただし、複数年度に渡る期間を設定できるものとする。

(案)

(公募)

第9条 町長は、特定募集型の実施に当たっては、施設・事業等ごとに募集要項を作成し、町ホームページへの掲載等により、ネーミングライツパートナーを公募するものとする。

2 前項の募集要項には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 対象施設・事業等の名称、所在地及び概要
- (2) 希望契約金額
- (3) 希望契約期間
- (4) 募集方法及び募集期間
- (5) 選定の方法
- (6) その他町長が必要と認める事項

3 町長は、提案募集型の実施に当たっては、提案募集に必要な事項について定めた募集要項を作成し、町ホームページへの掲載等により、ネーミングライツパートナーを公募するものとする。

(事前相談)

第10条 提案募集型に応募しようとする民間事業者等（以下「事前相談者」という。）は、提案募集型ネーミングライツ事業事前相談書（様式第1号）を町長に提出し、愛称を提案する施設・事業等への愛称の導入の可否等について、あらかじめ確認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により愛称の導入の可否等について決定したときは、提案募集型ネーミングライツ事業事前相談書に対する回答書（様式第2号）により事前相談者に通知するものとする。

(応募)

第11条 ネーミングライツ事業に応募しようとする民間事業者等（以下「応募者」という。）は、ネーミングライツ事業申込書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 応募者の概要を記載した書類
- (2) 登記事項証明書（発行日から3か月以内のものに限る。）
- (3) 最新年度の事業計画書

(案)

- (4) 直近 3 事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- (5) 直近の法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から 3 か月以内のものに限る。）
- (6) ネーミングライツ事業（新規・更新）申込みに係る誓約書（様式第 4 号）（以下「誓約書」という。）
- (7) その他町長が必要と認めるもの
（ネーミングライツパートナー選定委員会）

第 12 条 町長は、ネーミングライツ事業に係る審査等を行うため、阿久比町ネーミングライツパートナー選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は次に掲げる事項について審査する。

- (1) ネーミングライツパートナーの選定に関する事
- (2) 提案募集型の提案内容の採用に関する事
- (3) その他ネーミングライツ事業について必要な事項に関する事

3 委員会の委員は、副町長、教育長、総務部長、民生部長、建設経済部長、教育部長及び対象施設・事業等を所管する課長及び検査財政課長をもって充てる。

4 委員会の委員長は、副町長をもって充てる。

5 委員長が必要と認めるときは、第 2 項の委員のほか、委員長の指名する者を委員として充てることができる。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

7 委員会の庶務は、総務部検査財政課において処理する。

（会議）

第 13 条 委員会の会議は、ネーミングライツ事業への応募があったとき、又は必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、招集した委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

(案)

- 3 委員会は、ネーミングライツ料、契約期間、愛称案、応募者の経営状況等（以下「適格性等」という。）を総合的に評価することにより、ネーミングライツパートナーの適否及び優先交渉順位を決定し、その結果を町長に報告するものとする。この場合において、応募者が1者であっても、委員会は、当該応募者の適格性等を審査するものとする。
- 4 委員会は、提案募集型による提案に対し公募により複数の応募が見込まれる場合には、特定募集型への移行の可否を判定するものとする。
- 5 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見等を聴取し、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 委員会の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、適否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、委員全員の回議を持って委員会の開催に代えることができる。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(決定)

第14条 町長は、前条第3項の規定による審査結果に基づき、応募に対する採用の可否及び優先交渉権者を決定するものとする。この場合において、町長は、優先交渉権者に対し、ネーミングライツ事業優先交渉権者決定通知書（様式第5号）により通知し、当該優先交渉権者と契約に係る必要事項について協議を行うものとする。

- 2 町長は、次点順位及びその順位以降の応募者に対し、ネーミングライツ事業審査結果通知書（様式第6号）により審査結果を通知するものとする。

(次点順位者との協議)

第15条 町長は、前条第1項の規定による協議が整わなかったときは、次点順位の応募者を優先交渉権者として、協議を行うことができるものとする。

(契約の締結)

第16条 町長は、第14条第1項又は前条の規定による協議が整った場合は、当該優先交渉権者とネーミングライツに関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(案)

(ネーミングライツ料の納入)

第17条 ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ料を金銭で納める場合は、当該年度分（始期又は終期が年度途中の場合は月割りで算出）を、初年度については契約締結後1月以内に、翌年度以降については4月30日までに一括で納入するものとする。

2 ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ料を物品の納入又は役務の提供により納める場合は、町長と協議し、当該協議により決定した日までに納入するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、ネーミングライツパートナーと協議の上、支払方法、納入額、納入時期等を別に定めることができる。

(ネーミングライツ料の返還)

第18条 既に納入したネーミングライツ料は、返還しない。ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰さない理由により契約を解除したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定によりネーミングライツ料を返還するとき、納入されたネーミングライツ料から契約解除を行うまでの期間（1月に満たないときは1月とする。）分のネーミングライツ料を差し引いて返還するものとする。

3 ネーミングライツ料が物品の納入又は役務の提供により納入されたものである場合は、当該契約を締結したネーミングライツパートナーと協議の上、その返還について決定するものとする。

(契約の解除)

第19条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツ事業の契約を解除することができる。

- (1) 指定した期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。
- (2) 虚偽の申込み又は不正の手段により応募したことが判明したとき。
- (3) ネーミングライツパートナーが法令等に違反したとき。
- (4) 第6条各号に規定する事業者該当することとなったとき。

(案)

(5) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用を著しく失墜させる事由が発生したとき。

(6) その他町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により契約を解除したときは、ネーミングライツ事業採用取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（費用負担区分）

第20条 ネーミングライツ事業の実施に当たり、町は、町ホームページ、印刷物等の作成に要する費用を負担するものとし、ネーミングライツパートナーは、看板及び標識等（以下「看板等」という。）の設置並びに変更に要する費用を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町及びネーミングライツパートナーは、協議により、同項に規定する費用の負担区分を変更することができるものとする。

3 応募及び契約締結に係る諸費用、契約期間の満了又は契約の解除に伴う看板等の原状回復に要する費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとする。

（指定管理者との協議）

第21条 指定管理者制度導入施設については、愛称の使用に関して、町、指定管理者及びネーミングライツパートナーとの間で、必要な事項について、協議するものとする。

（愛知県屋外広告物条例の遵守）

第22条 町及びネーミングライツパートナーは、施設等への愛称の表記については、愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号）の規定を遵守しなければならない。

（契約期間更新の申込み等）

第23条 ネーミングライツパートナーは、契約期間の更新を希望するときは、ネーミングライツ事業更新申込書（様式第8号）に誓約書その他町長が必要と認める書類を添付して、当該契約期間満了6月前までに町長に申し込まなければならない。なお、以後の更新についても同様とする。

2 第5条から第8条まで、第11条及び第13条から前条までの規定は、前項の規定による契約期間の更新について準用する。

(案)

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 24 条 ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツに関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(その他)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

申込者 所在地
名称
代表者氏名

次のとおり提案募集型ネーミングライツ事業への応募を検討するため、事前相談を申し込みます。

応募施設・事業名		
対価	☐ 金銭 ☐ 金銭以外 ☐ 金銭及び金銭以外 ※ 該当する項目にチェックを入れてください。	
金額	年額 円（消費税額及び地方消費税額を除く。） 【金銭以外の内容】 ※ 金銭以外のものを対価とする場合は、その内容と金銭に換算したときの相当金額を記載してください。	
愛称を使用する期間		年 月 日 ～ 年 月 日 （ 年間）
施設等の選定理由、 応募の趣旨等		
担当者 連絡先	所属・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

第 号
年 月 日

（申込者）

阿久比町長

提案募集型ネーミングライツ事業事前相談書に対する回答書

年 月 日付けで提出のありました提案募集型ネーミングライツ事業事前相談書に対して、次のとおり回答します。

対 象 施 設 ・ 事 業 名	
導 入 可 否	☐ 導入を可とする ☐ 導入を否とする (理由・条件等)
備 考	

※ 導入可の場合は、様式第 3 号ネーミングライツ事業申込書及びその他必要書類を提出してください。

年 月 日

阿久比町長 殿

申込者 所在地
名称
代表者氏名

ネーミングライツ事業申込書

阿久比町ネーミングライツ事業について、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

応募施設・事業名	
フリガナ	
愛称案	
愛称の理由・由来	
対価	☐ 金銭 ☐ 金銭以外 ☐ 金銭及び金銭以外 ※ 該当する項目にチェックを入れてください。
金額	年額 円（消費税額及び地方消費税額を除く。） 【金銭以外の内容】 ※ 金銭以外のものを対価とする場合は、その内容と金銭に換算したときの相当金額を記載してください。
愛称を使用する期間	年 月 日 ～ 年 月 日 （ 年間）
応募の動機	

地域貢献等の実績		
施設の魅力向上に関する提案		
その他希望事項		
担当者 連絡先	所属・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

<添付書類>

- (1) 応募者の概要を記載した書類
- (2) 登記事項証明書（発行日から3か月以内のものに限る。）
- (3) 最新年度の事業計画書
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- (5) 直近の法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から3か月以内のものに限る。）
- (6) ネーミングライツ事業（新規・更新）申込みに係る誓約書（様式第4号）

年 月 日

阿久比町長 殿

申込者 所在地
名称
代表者氏名

ネーミングライツ事業（新規・更新）申込みに係る誓約書

ネーミングライツ事業の（新規・更新）申込みにあたり、阿久比町ネーミングライツ事業実施要綱第6条各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

この誓約が事実と相違することが判明した場合は、阿久比町が行う一切の措置について、意義の申し立ては行いません。

対象施設・事業名	
フリガナ	
愛称案	

第 号
年 月 日

(申込者)

阿久比町長

ネーミングライツ事業優先交渉権者決定通知書

年 月 日付けで提出のありましたネーミングライツ事業について、次のとおり決定しましたので通知します。

対 象 施 設 ・ 事 業 名	
愛 称	
対 価	☐ 金 銭 ☐ 金 銭 以 外 ☐ 金 銭 及 び 金 銭 以 外
金 額	年 額 円（消費税額及び地方消費税額を除く。） 【金銭以外の内容】 ※ 金銭以外のものを対価とする場合は、その内容と金銭に換算したときの相当金額を記載する。
愛称を使用する期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 年間）

第 号
年 月 日

（申込者）

阿久比町長

ネーミングライツ事業審査結果通知書

年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツ事業について、
審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

対 象 施 設 ・ 事 業 名	
提 案 愛 称	
対 価	☐ 金銭 ☐ 金銭以外 ☐ 金銭及び金銭以外
金 額	年額 円（消費税額及び地方消費税額を除く。） 【金銭以外の内容】 ※ 金銭以外のものを対価とする場合は、その内容と金銭に換算したときの相当金額を記載する。
愛称を使用する期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 年間）
決 定 事 項	
理 由	

第 号
年 月 日

（ネーミングライツパートナー）

阿久比町長

ネーミングライツ事業採用取消通知書

年 月 日付け 第 号で採用の決定をしたネーミングライツ事業については、次の理由により採用を取り消しましたので、阿久比町ネーミングライツ事業実施要綱第 1 9 条第 2 項の規定により通知します。

なお、既に納入されたネーミングライツ料については、阿久比町ネーミングライツ次号実施要綱第 1 8 条第 1 項の規定により返還しません。

また、当該採用取消による契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、阿久比町ネーミングライツ事業実施要綱第 2 0 条第 3 項に規定により、ネーミングライツパートナーの負担とします。

対象施設・事業名	
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	

年 月 日

阿久比町長 殿

申込者 所在地
名称
代表者氏名

ネーミングライツ事業更新申込書

阿久比町ネーミングライツ事業の更新について、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

更 新 希 望 施 設・ 事 業 名	
対 価	☐ 金銭 ☐ 金銭以外 ☐ 金銭及び金銭以外 ※ 該当する項目にチェックを入れてください。
金 額	年額 円（消費税額及び地方消費税額を除く。） 【金銭以外の内容】 ※ 金銭以外のものを対価とする場合は、その内容と金銭に換算したときの相当金額を記載してください。
愛称を使用する期間	年 月 日 ～ 年 月 日 （ 年間）
施 設 の 魅 力 向 上 に 関 す る 提 案	
そ の 他 希 望 事 項	

【事務担当者及び連絡先】

所 属 ・ 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

< 添付書類 >

- (1) 応募者の概要を記載した書類
- (2) 登記事項証明書（発行日から3か月以内のものに限る。）
- (3) 最新年度の事業計画書
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- (5) 直近の法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から3か月以内のものに限る。）
- (6) ネーミングライツ事業（新規・更新）申込みに係る誓約書（様式第4号）